

# エネルギー価格高騰

# 対策支援金

## 杉戸町商工業経営継続緊急支援事業

申請期間

令和5年10月31日(火)まで

※7月18日(火)より受付開始致します。

## 支給額

支給額

2万円 を支給します

## 対象者

次の要件のすべてを満たす者としてします。

- ① 杉戸町内に本社又は主たる事業所を有する商工業者であること  
(大手企業、直営チェーン店を除く)
- ② 主たる収入として事業による売上「事業収入」、又は不動産による収入「不動産収入※」を得ている商工業者であること  
※不動産収入・・・不動産収入のある方のうち、事業とみなされない他の収入(給与・年金・雑など)のある方は、収入全体の50%以上を不動産収入が占めていること
- ③ 今後も事業を継続する意思があること
- ④ 以下のいずれにも該当しないこと
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を営む個人事業者又は法人
  - ・暴力団、暴力団員等の反社会勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等になっている法人
  - ・政治団体、宗教上の組織又は団体
  - ・その他本支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業者又は法人(会社員による副業等又は主たる収入が農業収入の事業者 等)

## 『商工会員の方』エネルギー価格高騰対策支援金 申請書類

- ① エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書 兼 請求書(様式第1号)
- ② 申請者名義の通帳の写し(通帳の表紙 及び 通帳を開いた1・2ページ)

※②は省略できる場合がございます。支給対象の要件等確認の為、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。

# エネルギー価格高騰対策支援金 詳細

## ① 目的

エネルギー価格高騰といった経済環境変化が、町内事業者の事業運営に甚大な影響を与えていることを踏まえ、町内中小企業者（商工業者）に対し、事業継続の一助としていただく為、支援金を支給します。

## ② 申請方法及び提出先

### 【申請方法】

郵送（令和5年10月31日（火）消印有効） ※郵送費は申請者負担  
申請書類を揃えて、下記提出先まで郵送してください。

### 【提出先】

〒345-0036

北葛飾郡杉戸町杉戸 1-10-21

杉戸町商工会 エネルギー価格高騰対策支援金担当 宛

## ③ 申請から支援金支給までの流れ

(1) 申請 申請書兼請求書その他必要な書類を添えて、申請期間内に郵送

(2) 申請書類審査

申請書受付後、杉戸町商工会で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点があった場合は、電話等にて確認させていただきます。

(3) 支援金支給（申請受付から3~4週間程度）

審査完了後、応援支援金交付決定・否決定通知書（様式第2号）を送付  
書類審査で支給が決定された方には、ご指定の口座へ振込の手続き

## ④ 注意事項

- (1) 申請は1事業者につき1回です。
- (2) 本支援金を受給後に、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金受給相当額を返還させていただきます。
- (3) 本支援金の支給を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。
- (4) ご記入いただいた個人情報、本事業に関する以外に使用しません。
- (5) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。

## 問い合わせ先

杉戸町商工会 〒345-0036 北葛飾郡杉戸町杉戸 1-10-21

TEL 0480-32-3719（月曜～金曜：祝日を除く 8:30～17:15）

Mail sugito@syokoukai.jp